

(仮称)摂津市こども計画

第1章 はじめに

- | | |
|--------------|---------|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 3 計画の期間 |
| 2 計画の位置づけ | 4 策定体制 |
| (1)計画の法的根拠 | |
| (2)関連計画等との関係 | |

第2章 摂津市のこども・子育て家庭を取り巻く状況

- 1 人口の状況
- 2 人口動態
- 3 世帯の状況
- 4 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況
- 5 ニーズ調査、アンケート調査等の結果の概要
 - (1)子ども・子育て支援ニーズ調査
 - (2)子どもの生活に関する実態調査
 - (3)ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査
 - (4)令和4年度乳幼児健康診査問診回答
- 6 本市における現状と課題のまとめ

第3章 計画の基本的な方針

- | | |
|-----------|----------|
| 1 計画の基本理念 | 3 計画の体系図 |
| 2 計画の基本目標 | |

第4～〇章 施策の方向性(施策の展開)等

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

第●章 計画の推進(進捗管理)

- 1 家庭・家族、地域、関係機関、企業等との連携
- 2 庁内の推進体制
- 3 計画の進行管理

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

令和5(2023)年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

令和5(2023)年6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

また、こども基本法の制定に伴い、さらなる子どもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化し、令和5(2023)年12月には、「こども大綱」が定められました。

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正(令和6(2024)年4月1日施行)されるなど法整備が進められています。

本市においては国に先駆け、令和2年度から市長部局にあった母子保健分野を教育委員会事務局に移管し、妊娠期から子育て期までの保護者や乳幼児、児童等に対する、切れ目のない支援体制を、いち早く構築してまいりました。

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度に「摂津市子ども・子育て支援事業計画」(「第1期計画」)、令和2年度に「第2期計画」を策定し、次世代育成支援対策を含む、地域の子育ち・子育て環境の整備・充実に取り組んできました。第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総括する計画として、他の法令等に基づく子ども・子育てに関する計画も包含した「(仮称)摂津市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠

本市における子ども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、他の法令に基づく子ども・子育てに関する計画と一体のものとして策定します。

- 子ども・子育て支援法第3条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画(市町村行動計画)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針で示された母子保健計画

※こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけることは見送りますが、こども大綱や大阪府こども計画等を踏まえ、こども計画に近い形態をめざすこととします。

(2)関連計画等との関係

本計画は、「摂津市行政経営戦略基本計画」で、福祉分野の子ども・子育て施策として示されており、他の関連分野計画における施策や事業とも連携を図るものとします。また、各福祉分野の計画に対する上位計画で、社会福祉法第107条に規定する「地域福祉計画」をはじめ、障害者基本法に基づく「障害者施策に関する長期行動計画」、健康増進法に基づく「健康増進計画(「まちごと元気！健康せつつ21」)」、その他関連法令及び関連計画との整合性を図りながら策定します。

(資料1－2に関係図)

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
第 2 期摂津市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	(仮称) 摂津市こども計画				

4 策定体制

(1)子育て家庭におけるニーズの把握

下記の通り、4種類の調査を実施し、子育て家庭におけるに、保育ニーズやサービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

- ①子ども・子育て支援ニーズ調査 ②子どもの生活に関する実態調査 ③ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査
- ④乳幼児健康診査問診回答

(2)摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

(3)庁内での検討・協議

(4)パブリックコメントの実施